

東京

項目	ビザ情報
1. 申請可能年齢	18歳以上25歳以下。やむを得ない事情が認められる場合は30歳まで申請可能。25歳以上の申請者は理由書を添付して申請可能。
2. 申請資格要件	・日本に居住する日本国民であること ・オーストリア国民は協定に基づき、駐日大使館で査証申請可能 ・18歳以上25歳以下であること（やむを得ない事情が認められる場合は30歳まで） ・査証申請時にパスポートの残存有効期間が6か月以上あること ・健康であること ・扶養家族等を同伴しないこと ・原則として、過去にワーキングホリデー（観光就業）制度へ参加した経験がないこと ・ただし、2025年10月1日から、過去に参加した方も1回に限り再参加可能 ・生活費等を賄える十分な資金能力を有すること ・主な渡航目的が観光であること ・就労または学業活動に専念する場合は査証発給が制限される場合があります。
3. 申請期間	具体的な申請期間の記載なし。2026年7月1日から新しい申請手続きが適用。
4. 年間発給枠（定員）	記載なし
5. 申請方法	指定のワーキングホリデー相談窓口（相談員）を通じてのみ申請可能。 ① 事前相談（メール）－氏名、生年月日、現住所・連絡先、最終学歴、相談内容、入国予定日（任意）を送付 ② 申請書類確認（メール）－必要書類をPDF等で送付 ③ 査証申請日の予約・案内 ④ 指定された申請日に本人が直接来館して申請 ※オンライン予約サイトを通じた個人予約は不可※旅行会社による代理申請は不可
6. 申請手数料	記載なし
7. 手数料の支払方法	記載なし
8. 必要書類	1. 査証発給申請書（韓国入国後1か月間連絡可能な電話番号を必ず記載） 2. 写真1枚（カラー、3.5×4.5cm） 3. パスポート（有効期間6か月以上）および個人情報ページのコピー 4. 犯罪経歴証明書（アポスティーユ認証不要） 5. 健康診断書（指定病院・検査項目なし。レントゲン、血液検査等を推奨。病院または医師の署名が必要） 6. 保険証書（加入期間10か月以上、医療保険補償額4,000万ウォン以上。旅行保険以外の場合は海外で適用されることを確認できる書類が必要） 7. 在学証明書または最終学歴証明書（専門学校を含む） 8. 居住予定証明書（ホテル予約確認書、賃貸契約書等） 9. 韓国語学習を証明する書類（韓国語学習サイト登録証明書、会員情報ページ、ログイン画面、語学堂入学許可証等） 10. 観光就業活動計画書（1年間）－指定様式なし、Word等で具体的かつ誠実に作成し、 ①就業計画、 ②韓国語学習計画、 ③宿所計画を必ず含めること。韓国語または英語で作成 11. 理由書－25歳以上の申請者 12. 往復航空券または船舶券のコピー ※40万円以上の銀行残高証明書を提出する場合は不要 13. 銀行残高証明書原本（30万円以上） 14. 住民票（すべての記載事項および家族事項を省略せず発行） ※原則として、すべての書類は3か月以内に発行されたもの。健康診断書および銀行残高証明書は1か月以内のものが必要。 ※審査上必要な場合、追加書類を求められることがあります。
9. 就労可能期間	就労期間自体の上限は記載なし。ただし、就労時間は週25時間以内。ワーキングホリデーの主目的は観光であり、就労に専念することは認められていません。
10. 語学研修可能期間	具体的な期間制限は記載なし。ただし、学業活動に専念する場合は査証発給が制限される場合があります。
11. ビザ審査・発給所要期間	約2週間
12. 結果通知方法	査証制度や申請手続きに変更がある場合は、公式ウェブサイトで案内。相談・申請日の案内等はメールで行われます。
13. ビザ申請受付時間	相談員から指定された申請日時に本人が来館。具体的な受付時間の記載なし。
14. 問い合わせ方法	指定のワーキングホリデー相談窓口（相談員）へのメール相談。ワーキングホリデーに関する相談、書類確認、査証申請日の予約はすべて指定相談窓口を通じて行います。
15. 問い合わせ用メールアドレス	korea-wh@koen.or.jp
16. 問い合わせ用FAX番号	記載なし
17. 業務時間	具体的な営業時間の記載なし。相談員から案内された指定日時に来館して申請。

福岡

項目	ビザ情報
1. 申請可能年齢	18歳以上25歳以下の日本国籍者。26歳～30歳の方は特別な事情がある場合に限り申請可能で、理由書の提出が推奨されます。
2. 申請資格要件	・日本国籍者であること ・18歳以上25歳以下であること（26歳～30歳は特別な事情がある場合に限り申請可能） ・健康であること・扶養家族等を同伴しないこと ・過去にワーキングホリデー（観光就業）制度へ参加した経験がないこと ・生活費等を賄える十分な資金能力を有すること ・18歳～25歳の場合、最長2年間の査証取得が可能
3. 申請期間	記載なし
4. 年間発給枠（定員）	記載なし
5. 申請方法	本人による窓口申請。受付時間は9:00～11:00、予約不要。家族による代理申請も可能ですが、委任状および家族関係を証明する書類（住民票、戸籍謄本等）の提出が必要です。 重要な注意事項が多いため、可能な限り本人による申請が推奨されます。
6. 申請手数料	記載なし
7. 手数料の支払方法	記載なし
8. 必要書類	1. 査証発給申請書 2. 写真1枚（3.5×4.5cm） 3. パスポート（有効期間6か月以上） 4. 銀行残高証明書原本（3万円以上） 5. 往復航空券または船舶チケットの予約確認書 ※40万円以上の銀行残高証明書を提出する場合は不要 6. 犯罪経歴証明書（アポスティーユ認証不要） 7. 健康診断書（指定病院・指定検査項目なし。健康状態を確認できる内容） 8. 保険証書（加入期間10か月以上、医療保険補償額4,000万ウォン以上。海外旅行保険を準備） 9. 最終学歴証明書 10. 居住予定証明書（ホテル予約確認書、賃貸契約書等。例：2～3週間分の予約確認書） 11. 韓国語学習を証明する書類（韓国語学習サイト登録証明書、会員情報ページ、ログイン画面、語学学校入学許可書等） 12. 住民票（必要事項および家族情報を省略せず発行したもの） 13. パスポートのコピー 14. 観光就業活動計画書（1年間）→指定様式なし、Word等を使用して具体的かつ誠実に作成。 ①就業計画、 ②韓国語学習計画、 ③宿所計画を必ず含め、韓国語または英語で作成 ※原則として、すべての書類は3か月以内に発行された日本語の書類を提出。健康診断書および銀行残高証明書は1か月以内に発行されたものが必要。
9. 就労可能期間	具体的な就労期間・就労時間の上限は記載なし。
10. 語学研修可能期間	具体的な語学学習期間の上限は記載なし。
11. ビザ審査・発給所要期間	記載なし
12. 結果通知方法	記載なし
13. ビザ申請受付時間	9:00～11:00。予約不要。
14. 問い合わせ方法	電話でのH-1査証に関するお問い合わせは受け付けていません。その他のお問い合わせ方法については記載なし。
15. 問い合わせ用メールアドレス	記載なし
16. 問い合わせ用FAX番号	記載なし
17. 業務時間	具体的な営業時間は記載なし。査証申請受付時間は9:00～11:00。

広島

項目	ビザ情報
1. 申請可能年齢	申請時に18歳以上30歳未満であること。
2. 申請資格要件	・日本に居住する日本国籍者であること ・申請時に18歳以上30歳未満であること ・健康であり、扶養家族を同伴しないこと ・生活費等を賄える十分な資金能力を有すること ・過去にワーキングホリデー（観光就業）制度を利用したことがないこと ・主な渡航目的が休暇・観光であること ・韓国で生活するために必要な最低限の韓国語能力を有する、または韓国語を学習する計画があること ※申請資格を満たしていても、査証発給が保証されるものではありません。
3. 申請期間	渡航予定日の2か月前～1か月前を目安に申請。渡航予定日が2か月以上先の場合は書類を受理しません。
4. 年間発給枠（定員）	記載なし
5. 申請方法	記載なし
6. 申請手数料	記載なし
7. 手数料の支払方法	記載なし
8. 必要書類	1. 査証発給申請書 2. 証明写真1枚（白背景、3.5×4.5cm、6か月以内に撮影したカラー写真。申請書1ページ目に貼付） 3. パスポート（有効期間6か月以上） 4. パスポートのコピー（個人情報ページ） 5. 往復航空券または船舶チケットの予約確認書（申請日から3週間以上先の日程のもの） ※日程上、帰国便を予約できない場合は、40万円以上の銀行残高証明書を提出することで帰国便の予約確認書を省略可能。ただし、往路の予約確認書は必須。 6. 銀行残高証明書（30万円以上、1か月以内に発行） 7. 最終学歴の卒業証明書（原本、1か月以内に発行） 8. 1年間の活動計画書（本人がWord等で具体的かつ誠実に作成し、パスポートと同じ署名を手書きで記入）※原則として、すべての書類は申請日から1か月以内に発行されたものが必要。 ※審査上必要な場合、追加書類を求められることがあります。
9. 就労可能期間	記載なし
10. 語学研修可能期間	記載なし
11. ビザ審査・発給所要期間	約3～4週間
12. 結果通知方法	記載なし
13. ビザ申請受付時間	記載なし
14. 問い合わせ方法	査証に関するお問い合わせはメールのみ対応
15. 問い合わせ用メールアドレス	hiroshima@mofa.go.kr
16. 問い合わせ用FAX番号	記載なし
17. 業務時間	記載なし

神戸

項目	ビザ情報
1. 申請可能年齢	査証申請時に18歳以上25歳以下であること。やむを得ない事情が認められる場合は、30歳未満まで申請可能。25歳を超えて申請する場合は、理由を記載する必要があります。
2. 申請資格要件	・日本に居住する日本国籍者であること ・オーストリア国籍者は協定に基づき、駐日オーストリア大使館で査証申請可能 ・申請時に18歳以上25歳以下であること（やむを得ない事情が認められる場合は30歳未満まで） ・健康であること ・扶養家族等を伴わないこと ・過去にワーキングホリデー（観光就業）制度を利用したことがないこと ※2025年10月1日から、2回目のワーキングホリデー申請も可能で、必要書類は1回目と同じ
3. 申請期間	記載なし
4. 年間発給枠（定員）	記載なし
5. 申請方法	記載なし
6. 申請手数料	記載なし
7. 手数料の支払方法	記載なし
8. 必要書類	1. 査証発給申請書－両面記入・両面印刷不可 2. パスポートおよびパスポートのコピー－有効期間6か月以上 3. 写真－カラー、3.5×4.5cm、6か月以内に撮影したもの 4. 活動計画書・申請理由－ ①就業計画（具体的に記載）、 ②韓国語学習計画（韓国語学校・語学堂等への登録計画を含む）、 ③宿所計画（宿所契約等を具体的に記載）、 ④月別活動計画、 ⑤25歳を超えて申請する場合はその理由 5. 犯罪経歴証明書－アポステール認証不要 6. 健康診断書－指定医療機関・指定検査項目なし。X線検査、血液検査等、健康状態を確認できる内容を含むこと。医療機関または診断医の署名・押印が必須 7. 保険加入証明書－加入期間10か月以上、医療保険補償額400万円以上。旅行保険以外の場合は、韓国（海外）での医療費等が補償対象であることを確認できる約款等が必要 8. 滞在先を証明する書類－ホテル予約確認書、賃貸借契約書、韓国内の居住証明書等 9. 韓国語学習を証明する書類－韓国語学習サイト登録証明書、語学学校の入学許可書等。学習サイト登録証明書の場合は、会員情報ページ、ログイン画面等のスクリーンショットも必要 10. 航空券－40万円以上の銀行残高証明書原本を提出する場合は省略可能 11. 銀行残高証明書－発行から1か月以内の原本、日本語版、30万円以上 12. 在学証明書または最終学歴証明書－発行から3か月以内の原本、日本語版。専門学校の卒業証明書を提出する場合は、高等学校の卒業証明書も提出 13. 身分証明書－住民票、運転免許証、マイナンバーカードのうち1点 14. 追加書類－審査上必要な場合、上記以外の書類を追加で求められることがあります。 ※必要書類は2026年9月1日から変更。
9. 就労可能期間	就労時間は週25時間以内、年間最大1,300時間。風俗・娯楽関連業種の接客員、ダンサー、歌手、演奏者、曲芸師等は不可。また、弁護士、教授、外国語講師等の専門職も不可。
10. 語学研修可能期間	D-4に該当する短期の学業活動・語学研修は可能。ただし、留学（D-2）に該当する活動は不可。具体的な期間上限については記載なし。
11. ビザ審査・発給所要期間	記載なし
12. 結果通知方法	記載なし
13. ビザ申請受付時間	記載なし
14. 問い合わせ方法	記載なし
15. 問い合わせ用メールアドレス	記載なし
16. 問い合わせ用FAX番号	記載なし
17. 業務時間	記載なし

名古屋

項目	ビザ情報
1. 申請可能年齢	査証申請時に18歳以上25歳以下であること。やむを得ない事情が認められる場合は30歳未満まで申請可能で、別途理由書の提出が必要。
2. 申請資格要件	・ 日本に居住する日本国籍者であること ・ 申請時に18歳以上25歳以下であること（やむを得ない事情が認められる場合は30歳未満まで） ・ 主な渡航目的が観光であること ・ 就労または学業活動に専念する場合は査証発給が制限される場合があります ・ 生活費等を賄える十分な資金能力を有すること ・ 犯罪歴がないこと・扶養家族等を同伴しないこと ・ 原則としてワーキングホリデー制度の利用経験がないこと ※2025年10月1日から最大2回まで申請可能。2回目の申請時は必要書類は同じですが、別途理由書が必要。
3. 申請期間	2026年7月1日から適用／申請受付。具体的な申請終了日は記載なし。
4. 年間発給枠（定員）	記載なし
5. 申請方法	H-1固有の申請方法については記載なし。共通査証申請手続きに従って申請。
6. 申請手数料	日本国籍者は免除（無料）。一般的な査証取扱手数料は2,400円～30,000円とされていますが、日本国籍者は免除。
7. 手数料の支払方法	日本国籍者は手数料免除のため該当なし
8. 必要書類	共通書類： 1. 査証発給申請書 2. 写真1枚（カラー、3.5×4.5cm、6か月以内に撮影、申請書の写真欄に貼付） 3. パスポート原本（申請日から6か月以上の有効期間） 4. パスポートのコピー（写真・個人情報ページ） 5. 日本国籍者：住民票の写し（1か月以内）または運転免許証のコピー（両面） H-1追加書類： 6. 旅行日程表・活動計画書（韓国語または日本語。就業計画、韓国語学習計画、宿所計画を含む） 7. 銀行残高証明書（本人名義の普通預金口座、日本語または英語、原本、30万円以上、1か月以内に発行） 8. 在学証明書または最終学歴証明書（日本語または英語、卒業証明書等の原本、1か月以内に発行） 9. 往復航空券（旅客氏名、便名等が確認できるもの。帰国日は出発日から6か月以降） ※40万円以上の銀行残高証明書を提出する場合は、往路の航空券または船舶チケットのみ提出可能 10. 理由書－26歳以上30歳未満の申請者、および2回目のワーキングホリデー申請者 ※審査上必要な場合、追加書類を求められることがあります。
9. 就労可能期間	年間総就労時間は1,300時間以内。観光ではなく就労のみに専念することは不可。接客員、ダンサー、歌手、演奏者、曲芸師等の娯楽関連職種は不可。 また、医師、弁護士、教授、パイロット、外国語会話講師等の資格・専門性を要する職種も不可。
10. 語学研修可能期間	具体的な語学学習期間の上限は記載なし。ただし、ワーキングホリデーの主目的は観光であり、学業活動に専念することは認められていません。
11. ビザ審査・発給所要期間	記載なし
12. 結果通知方法	査証制度や申請要件等に変更がある場合は、公式ウェブサイトで案内。
13. ビザ申請受付時間	記載なし
14. 問い合わせ方法	記載なし
15. 問い合わせ用メールアドレス	記載なし
16. 問い合わせ用FAX番号	記載なし
17. 業務時間	記載なし

新潟

項目	ビザ情報
1. 申請可能年齢	18歳以上25歳以下。やむを得ない事情が認められる場合は30歳まで申請可能。26歳～30歳の申請者は別途理由書の提出が必要。
2. 申請資格要件	・日本に居住する日本国籍者であること ・18歳以上25歳以下であること（やむを得ない事情が認められる場合は30歳まで） ・査証申請時にパスポートの残存有効期間が6か月以上あること ・主な渡航目的が観光であること ・就労または学業活動に専念する場合は査証発給が制限される場合があります ・宿泊費・帰国費用等を賄える十分な資金能力を有すること ・原則として約30万円の資金および往復航空券または船舶チケットが必要 ・40万円以上の資金を証明できる場合は、往復航空券または船舶チケットの提出不要 ・健康であること・扶養家族を同伴しないこと ・ワーキングホリデー制度の利用回数が**2回未満（0回または1回）**であること
3. 申請期間	2025年10月1日から適用。具体的な申請期間の記載なし。
4. 年間発給枠（定員）	記載なし
5. 申請方法	申請者本人による窓口申請。旅行代理店等による代理申請は不可。必要書類をすべて持参し、本人が直接来館して申請。事前予約不要。査証発給後、パスポートおよび査証発給確認書の郵送受取も可能。その場合は**レターパックプラス（600円）**を本人が用意。
6. 申請手数料	記載なし
7. 手数料の支払方法	記載なし
8. 必要書類	1. 査証発給申請書 2. パスポート（残存有効期間6か月以上） 3. パスポートのコピー（個人情報ページ） 4. 証明写真（3.5×4.5cm、白背景、6か月以内に撮影） 5. 在学証明書および最終学歴証明書（日本語または英語可、卒業証明書等） 6. 往復航空券または船舶チケット ※40万円以上の銀行残高証明書を提出する場合は不要 7. 観光就業活動計画書（1年間）－指定様式を使用し、必要事項を記入。注意事項欄に必ず署名 8. 銀行残高証明書原本（日本語または英語可、30万円以上、1か月以内に発行） 9. 住民票原本（世帯全員分の情報を含むもの）。家族情報、続柄、在留状況等が省略された書類は受理不可 10. 理由書－26歳～30歳の申請者※審査上必要な場合、追加書類を求められることがあります。 ※すべての書類の署名はパスポートと同じ署名を使用。 ※すべての書類はパスポートと同じ氏名（英字または漢字）で記載。
9. 就労可能期間	就労時間は週25時間以内、年間総就労時間は1,300時間以内。観光ではなく就労のみに専念することは不可。 芸能・娯楽関連の接客員、ダンサー、歌手、演奏者、曲芸師等は不可。 また、医師、弁護士、教授、パイロット、外国語会話講師等の資格を必要とする専門職もH-1では不可。
10. 語学研修可能期間	具体的な語学学習期間の上限は記載なし。ただし、学業活動を主目的とする場合は査証発給が制限される場合があります。
11. ビザ審査・発給所要期間	14日以上。詳細審査を経て許可・不許可が決定され、処理期間は領事館によって異なる場合があります。
12. 結果通知方法	査証要件や手続き等に変更がある場合は、公式ウェブサイトで案内。
13. ビザ申請受付時間	平日 10:00～11:30。事前予約不要。
14. 問い合わせ方法	記載なし
15. 問い合わせ用メールアドレス	記載なし
16. 問い合わせ用FAX番号	記載なし
17. 業務時間	申請受付：平日 10:00～11:30 交付時間：平日 14:00～17:00 土・日・祝日および韓国の国慶日（3月1日、8月15日、10月3日、10月9日）は休館。

大阪

項目	ビザ情報
1. 申請可能年齢	記載なし
2. 申請資格要件	・当館の申請対象地域は、大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県に住民登録がある方 ・日本国籍以外の方は、原則として日本に2年以上滞在している方のみ申請可能 ・日本国籍以外の方は、韓国出国予定日から3か月以上の在留期間が残っている在留カードが必要 ・H-1ワーキングホリデー固有のその他の資格要件については、提供情報内に記載なし
3. 申請期間	記載なし
4. 年間発給枠（定員）	記載なし
5. 申請方法	窓口申請。 婚姻移民（F-6）以外の査証は事前予約なしで申請可能。申請受付は平日9:00～11:30で、受付終了前に余裕をもって11:00までの来館が推奨されています。
6. 申請手数料	2,600円～32,500円。国籍および国際協定等により異なります。H-1査証に対する具体的な料金は提供情報内に記載なし。
7. 手数料の支払方法	記載なし
8. 必要書類	共通書類： 1. 査証発給申請書 2. パスポート原本（申請日から6か月以上の有効期間） 3. パスポートのコピー（写真・個人情報ページ） 4. カラー写真1枚（3.5×4.5cm、白背景、6か月以内に撮影） 5. 査証手数料（2,600円～32,500円。国籍・協定により異なる） 日本国籍者： 6. 現住所を確認できる住民票原本、または運転免許証・マイナンバーカード等の公的身分証明書および両面コピー ※健康保険証は不可 7. 未成年者の場合：戸籍謄本原本（3か月以内）、世帯全員が記載された住民票原本（3か月以内）、保護者の顔写真付き公的身分証明書の両面コピー 日本国籍以外の方： 8. 在留カード（韓国出国予定日から残存期間3か月以上） 9. 在留カードの両面コピー 10. 日本での在留資格に応じた追加書類 11. 未成年者の場合：世帯全員が記載された住民票原本（3か月以内）および保護者の在留カード両面コピー ※H-1ワーキングホリデー固有の追加必要書類は、提供情報内に記載なし。
9. 就労可能期間	具体的なH-1就労期間・就労時間の上限は提供情報内に記載なし。医師、弁護士、教授、パイロット、外国語会話講師等、一定の資格を必要とする専門職に従事する場合は、該当する在留資格への変更が必要とされています。
10. 語学研修可能期間	記載なし
11. ビザ審査・発給所要期間	記載なし
12. 結果通知方法	記載なし
13. ビザ申請受付時間	平日 9:00～11:30。婚姻移民（F-6）以外は事前予約不要。11:00までの来館を推奨。
14. 問い合わせ方法	査証に関するお問い合わせはメールのみ。電話での査証相談には対応していません。問い合わせ時には、**国籍、日本での在留資格、現在の住所、連絡先（携帯電話番号）**を必ず記載。申請書の記入方法に関する質問は窓口で確認。
15. 問い合わせ用メールアドレス	osaka Visa@mofa.go.kr
16. 問い合わせ用FAX番号	記載なし
17. 業務時間	査証申請受付：平日 9:00～11:30 土・日・祝日、韓国の国慶日（3月1日、7月17日、8月15日、10月3日、10月9日）、および5月1日は休館。

札幌

項目	ビザ情報
1. 申請可能年齢	18歳以上30歳以下
2. 申請資格要件	・ 日本に居住する日本国籍者であること ・ オーストリア国籍者は協定に基づき、当該領事館で査証申請可能 ・ 18歳以上30歳以下であること ・ 査証申請時にパスポートの残存有効期間が6か月以上あること ・ 健康であること ・ 扶養家族等を同伴しないこと ・ 原則として、過去にワーキングホリデー（観光就業）制度へ参加した経験がないこと ・ ただし、2025年10月1日から2回目の申請が可能。再申請時は理由書の提出が必要 ・ 滞在費等を賄える十分な資金能力を有すること（40万円以上の銀行残高証明書を提出） ・ 主な渡航目的が休暇・観光であること ・ 就労は旅行資金を補うための付随的活動として認められ、週25時間以内 ・ 観光就業活動計画書に作成日および本人署名が必要
3. 申請期間	記載なし
4. 年間発給枠（定員）	記載なし
5. 申請方法	申請者本人が直接来館して申請。代理申請不可。
6. 申請手数料	記載なし
7. 手数料の支払方法	記載なし
8. 必要書類	1. 査証発給申請書 2. 写真1枚（カラー、3.5×4.5cm） 3. パスポート（有効期間6か月以上） 4. パスポートのコピー（個人情報ページ）1部 5. 観光就業活動計画書（1年間）－ Word等で作成、指定様式なし。作成日および本人署名必須 6. 最終学歴の卒業証明書のコピー1部 7. 銀行残高証明書原本1部（40万円以上） 8. 住民票（世帯全員が記載されたもの） 9. 理由書－2回目のワーキングホリデー申請時に必要 ※審査上必要な場合、追加書類を求められることがあります。
9. 就労可能期間	就労時間は週25時間以内。就労はワーキングホリデーの主目的ではなく、旅行資金を補うための付随的活動として認められます。
10. 語学研修可能期間	記載なし
11. ビザ審査・発給所要期間	約2週間
12. 結果通知方法	査証制度や申請要件等に変更がある場合は、公式ホームページで案内。査証発給確認書は専用ウェブサイトから印刷可能。 希望する場合は郵送受取も可能。
13. ビザ申請受付時間	記載なし。受付時間については「査証申請一般案内」を参照。
14. 問い合わせ方法	記載なし
15. 問い合わせ用メールアドレス	記載なし
16. 問い合わせ用FAX番号	記載なし
17. 業務時間	記載なし。受付時間等については「査証申請一般案内」を参照。

仙台

項目	ビザ情報
1. 申請可能年齢	18歳以上30歳以下
2. 申請資格要件	・日本に居住する日本国籍者であること ・オーストリア国籍者は協定に基づき、当該大使館で査証申請可能 ・18歳以上30歳以下であること ・査証申請時にパスポートの残存有効期間が6か月以上あること ・健康であること ・扶養家族等を同伴しないこと ・滞在費等を賄える十分な資金能力を有すること ・主な渡航目的が休暇 ・観光であること ・就労は旅行資金を補うための付随的活動として認められ、週25時間以内
3. 申請期間	2022年6月1日から申請受付再開。具体的な申請終了日は記載なし。
4. 年間発給枠（定員）	記載なし
5. 申請方法	本人による申請または家族による代理申請が可能。家族による代理申請の場合は、委任状および家族関係を証明する書類（住民票、戸籍謄本等）の提出が必要。
6. 申請手数料	記載なし
7. 手数料の支払方法	記載なし
8. 必要書類	※すべての書類はA4サイズで準備 1. 査証発給申請書 2. 写真1枚（カラー、3.5×4.5cm、申請書に貼付） 3. パスポート（有効期間6か月以上） 4. パスポートのコピー（個人情報ページ） 5. 住所が確認できる身分証明書のコピー 6. 観光就業活動計画書（1年間）－Word等で作成、指定様式なし。日本語・英語・韓国語可 7. 往復航空券または船舶チケットのコピー ※40万円以上の銀行残高証明書を提出する場合は不要 8. 銀行残高証明書原本（30万円以上、日本語または英語可、1か月以内に発行） 9. 在学証明書または最終学歴証明書（日本語または英語可、1か月以内に発行された原本） ※審査上必要な場合、追加書類を求められることがあります。
9. 就労可能期間	就労時間は週25時間以内。就労はワーキングホリデーの主目的ではなく、旅行資金を補うための付随的活動として認められます。
10. 語学研修可能期間	記載なし
11. ビザ審査・発給所要期間	約1～2週間
12. 結果通知方法	記載なし
13. ビザ申請受付時間	記載なし
14. 問い合わせ方法	記載なし
15. 問い合わせ用メールアドレス	記載なし
16. 問い合わせ用FAX番号	記載なし
17. 業務時間	記載なし

横浜

項目	ビザ情報
1. 申請可能年齢	査証申請時に18歳以上25歳以下であること。やむを得ない事情がある場合は30歳まで申請可能で、理由書の提出が必須。
2. 申請資格要件	・日本に居住する日本国籍者であること ・有効なパスポートを所持し、査証申請時に6か月以上の残存有効期間があること ・18歳以上25歳以下であること（やむを得ない事情がある場合は30歳まで） ・重大な犯罪歴がなく、健康であること・扶養家族等を同伴しないこと ・ワーキングホリデー（観光就業）の参加は2回まで可能・往復航空券や銀行残高証明書等により、少なくとも3か月以上滞在できる資金能力を有すること ・主な渡航目的が観光であること ・就労・学業活動への専念、取材・政治活動、その他協定の趣旨に反する活動を行う場合は査証発給が制限される場合があります。
3. 申請期間	記載なし
4. 年間発給枠（定員）	記載なし
5. 申請方法	申請者本人による申請のみ。ワーキングホリデー査証の代理申請は不可。
6. 申請手数料	記載なし
7. 手数料の支払方法	記載なし
8. 必要書類	1. 共通基本書類 2. 資金証明書類－韓国に3か月以上滞在できる資金を証明するもの。30万円以上の銀行残高証明書または通帳等（申請日基準で直近1か月以内） 3. 往復航空券（E-ticket等） ※40万円以上の残高を証明する書類を提出する場合、往復航空券の提出は免除 4. 在学証明書または最終学歴証明書 5. 観光就業活動計画書－申請者本人が韓国語または英語で作成 ・冒頭：氏名（英字または漢字）、生年月日、パスポート情報（番号、有効期限等） ・本文：申請動機（1,000字以上）、1年間の月別活動計画（各月4行以上）、帰国計画（600字以上） ・末尾：作成日、作成者氏名、署名 6. 理由書－26歳以上の申請者は、査証申請が遅れた理由および観光就業査証を申請する理由を記載して追加提出 ※活動計画書を誠実かつ具体的に作成していない場合、査証が発給されない可能性があります。
9. 就労可能期間	具体的な就労期間・就労時間の上限は記載なし。ただし、主目的は観光であり、就労に専念することは不可。
10. 語学研修可能期間	具体的な期間上限は記載なし。ただし、学業活動に専念する場合は査証発給が制限される場合があります。
11. ビザ審査・発給所要期間	記載なし
12. 結果通知方法	記載なし
13. ビザ申請受付時間	記載なし
14. 問い合わせ方法	記載なし
15. 問い合わせ用メールアドレス	記載なし
16. 問い合わせ用FAX番号	記載なし
17. 業務時間	記載なし